

いの町内で転居された方へ



下記の項目に該当する場合は、別途手続きが必要となります。
 なお、税金関係の納付書などの住所変更の手続きは必要ありません。

項 目	役 場 で の 手 続 き	持 っ て く る も の
個人番号カード	・住所訂正します	・個人番号カード
住民基本台帳カード	・住所訂正します	・住民基本台帳カード
国民健康保険 ・ 介護保険	・被保険者証の住所を訂正します	・各被保険者証
国民年金	・年金の転居届を提出してください	・印鑑 ・基礎年金番号のわかるもの
後期高齢者医療	・被保険者証の住所を訂正します	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑
福祉医療(乳児、幼児、児童、障害) ひとり親家庭医療	・住所変更届を提出してください	・各医療受給者証 ・印鑑
児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当	・住所変更届を提出してください	・印鑑 ・各手当証書
【転居により世帯員の構成に変更がある場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、介護保険 …税額に変更がある場合があります ・後期高齢者、福祉医療、ひとり親家庭医療 …受給負担割合や、受給資格の変更がある場合があります。 ・児童手当、特別児童扶養手当 …手当額の変更のある場合があります 		
【問い合わせ先】 ◎本庁 町民課 893 - 1117 ◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2300 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2112		

項 目	役 場 で の 手 続 き	持 っ て く る も の
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳	・手帳の居住地変更届を提出してください	・手帳 ・印鑑
【問い合わせ先】 ◎ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) 893 - 3810 ◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2300 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2114		
【各種手帳の住所訂正のみ】 ◎本庁 町民課 893 - 1117		

項 目	役 場 で の 手 続 き
公立小中学校在学中の生徒	・学校と教育委員会事務局または教育事務所に連絡をしてください
幼稚園通園中の児童	・園に転居の連絡をしてください
保育園通園中の児童	・園に転居の連絡をしてください
【問い合わせ先】 ◎各学校、幼稚園、保育園 ◎本庁 教育委員会事務局 893 - 1922 ◎吾北教育事務所 867-2133 ◎本川教育事務所 869 - 2331	

項 目	役 場 で の 手 続 き
上下水道利用者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に住んでいた住居の水道料、下水道料の精算(閉栓)をしてください ・新しく住む住居の水道料、下水道料の開栓の連絡をしてください ※枝川八代地区の方で「農業集落排水施設」を利用されている場合は、使用料に係る使用者変更届が必要です
【問い合わせ先】 ◎本庁 上下水道課 ・水道係 893 - 1920 ・下水道係 893 - 1161 ◎吾北総合支所 建設課 867 - 2315 ◎本川総合支所 産業建設課 869 - 2115	

項 目	注 意
ごみの出し方	<ul style="list-style-type: none"> ・転居された地区によってごみ収集日が変わる場合があります ・役場窓口に各地区の収集日程表があります
【問い合わせ先】 ◎本庁 環境課 893 - 1160 ◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2312 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2114	